

(宛先) 港区長

電話

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱第7条第2項の規定に基づく石綿除去計画について、以下のとおり報告します。

解体工事等の名称		
解体工事等の所在地		東京都港区
大気汚染防止法第１８条の１７第１項（第２項）の届出の対象とならない石綿等の飛散防止措置等詳細		
使用箇所	建築材料の種類	飛散防止措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
現場担当者の所属、氏名及び連絡先	元請業者	
	下請負人 (石綿等の除去等作業を行う者)	

備考1 石綿除去等期間を示した工事全体の工程表を添付すること。

- 2 大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の届出の対象とならない石綿等の除去範囲を示した図面、写真等を添付すること。
- 3 大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の届出の対象とならない石綿等の除去手順を具体的に示した工程図を添付すること。
- 4 大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の届出の対象とならない石綿等の飛散防止措置等詳細欄に記入しきれないときは、別紙を用いること。

大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の届出の対象とならない石綿等の飛散防止措置等詳細

使用箇所	建築材料の種類	飛散防止措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置
	☐ 保温材 ☐ 仕上塗材 ☐ けい酸カルシウム板第１種 ☐ 〔 〕	☐ 非石綿部での切断による除去 ☐ 原形のまま取り外し ☐ 湿潤化 ☐ 隔離養生 ☐ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置